

## 特定非営利活動法人日本栄養改善学会近畿支部会規則

### (名 称)

第1条 特定非営利活動法人日本栄養改善学会定款及び地方支部会に関する細則に基づき、地方支部会を組織する。本支部会は特定非営利活動法人日本栄養改善学会近畿支部会と称する。

### (事 務 所)

第2条 本支部会は、事務所を支部長の任地に置く。

### (目 的)

第3条 本支部会は、近畿地方における特徴を生かし、栄養学と健康科学に関する幅広い分野で、学術的調査研究、情報コミュニケーションを行うとともに、近畿地方の一般の人々に対し、栄養管理の支援・助言・協力をを行い、さらに栄養改善・健康増進に関する知識及び技術の教育普及活動を行い、もって栄養学と健康科学の振興を図り、科学的根拠に基づく栄養実践活動により、近畿地方における人々の健康増進に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本支部会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 特定非営利活動法人日本栄養改善学会近畿支部会学術総会の開催
- (2) 研修会、市民公開講座等の開催
- (3) その他、近畿支部会の目的を達成するために必要な事業

### (会 員)

第5条 本支部会は近畿地方に所属する特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員をもって構成する。なお近畿地方とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県および和歌山県の2府4県とする。また、会員とは、名誉会員、終身会員、正会員、学生会員をいう。

### (役員の種類及び定数)

第6条 本支部会に次の役員をおく。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| (1) 支部長      | 1 名                     |
| (2) 支部評議員    | 支部会会員 1,000 名につき 50 名程度 |
| (3) 庶務幹事     | 1～2 名                   |
| (4) 会計幹事     | 1～2 名                   |
| (5) 監事       | 2 名                     |
| (6) 支部学術総会会長 | 1 名                     |

### (役員を選任)

第7条 役員を選任は2～6の通りとする。

2. 支部長および監事は支部正会員（以下正会員）の中から、役員推薦委員会の推薦に基づいて選出し、支部評議員会の議を経て、支部会総会において承認を得る。役員推薦委員会については別に定める。
3. 支部学術総会会長は、支部学術総会当番府県に属する評議員の中から、当該府県評議員の互選により推薦する。推薦された会長は、支部評議員会の議を経て支部会総会において承認を得る。
4. 庶務幹事、会計幹事は、支部長が指名し、支部評議員会の議を経て支部会総会において承認を得る。
5. 支部評議員は、正会員を3年以上経験した者の中から支部会総会の承認を得て支部長が委嘱する。支部評議員の候補となる者は、3名以上の支部評議員または5名以上の正会員の推薦により選出され、依頼書に対して承諾書を提出した者とする。また、支部評議員に推薦される年齢は、就任時70歳を限度とする。

6. 監事は、本支部会のその他の役員又は事務担当者を兼ねてはならない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は、支部会を代表し、その業務を総理する。
- (2) 支部評議員は、支部運営にあたり協議を行う。
- (3) 庶務幹事は支部長を補佐して、支部会の庶務の任にあたる。
- (4) 会計幹事は支部長を補佐して、支部会の会計の任にあたる。
- (5) 監事は特定非営利活動法人日本栄養改善学会定款第15条4項と同等の仕事を行う。
- (6) 支部学術総会会長は、当該年度の支部学術総会を組織し運営に当たる。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部学術総会会長の任期は1年、その他の役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、支部長、監事は3期連続することはできない。
- (2) 支部学術総会会長の任期間を4月1日より翌年3月31日までとする。また、その他の役員の仕事期間を4月1日より翌々年3月31日までとする。
- (3) 支部学術総会会長及びその他の役員は70歳となった最初の年の3月31日を以て定年とする。

(会議の種類、構成、権能、開催、招集、議長、定足数、議決)

第10条 会議は、支部会総会、支部評議員会の2種とする。

- (1) 支部会総会は、正会員をもって構成し、支部長が毎年1回以上招集し、近畿支部会の重要事項について議決する。支部会総会の議長は、その時の支部学術総会会長が務める。
- (2) 支部評議員会は、支部評議員をもって構成し、支部長が必要と認めたときに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を明示して招集し、毎年1回以上開催する。支部評議員会の議長は、支部長が務める。議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会計)

第11条 本支部会の経費は、本部からの活動費及び本支部会におけるその他の収入をもって、これにあてる。

2. 本支部会の資産は、支部長が管理し、その方法は支部会総会の議決を経て、支部長が別に定める。
3. 本支部会の会計は、特定非営利活動法人日本栄養改善学会定款第52条に準じて行うことを原則とする。会計科目は地方支部会に関する申し合わせ別表1のとおりとする。
4. 会計年度は毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。
5. 支部長は、毎年8月1日に、前年度の活動費の支出額を地方支部会に関する申し合わせ別表2の用途項目により集計し、理事長に報告する。前年度の活動費に残額が生じた場合は、当該年度の活動費に振り替える(貸借対照表の前受金に計上する)。

(管理運営)

第12条 支部長は、毎年8月末日までに、前年度の事業報告、役員名簿及びその年度の事業計画を理事長に提出する。

2. 支部長は、次の事項に変更があった場合は、遅滞なく変更後の事項を理事長に提出する。
  - (1) 支部会規則
  - (2) 支部長
  - (3) 支部会事務所

(規則の変更)

第13条 本規則の変更は、支部会総会の議決によるものとする。本規則を変更した場合は、遅滞なく理事長に提出する。

付則 本規則は平成24年12月2日から施行する。

2. 本規則の実施に関わる事項については、支部評議員会の議を経て、支部長がこれを定める。

(H24.12.2 本部の地方支部会に関する細則に従って全面改定)

(H28.12.18 本部の地方支部会に関する細則に従い、実情に合わせて改定)

## 特定非営利活動法人日本栄養改善学会近畿支部会 申し合わせ

### 1. 支部学術総会の運営

#### (1) 発表者資格

- ① 発表者（ファーストオーサー）：特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員に限る
- ② 共同研究者：特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員他

#### (2) 参加資格：特定非営利活動法人日本栄養改善学会会員他

### 2. 第7条2の役員推薦委員会委員の選出は次の通りとする。

- (1) 各府県の支部評議員から1名を選出する。立候補を優先し、立候補が無い場合は当該府県の支部評議員の中から支部長が指名する。複数の立候補があった場合は、当該府県の支部評議員の選挙により、1名を決定する。
- (2) 正会員（支部会役員の職にある者を除く）から2名を選出する。特定非営利活動法人日本栄養改善学会ホームページを通じて募集を行い立候補によるものとする。定員を超える立候補がある場合には、抽選によって決定する。立候補が無い場合は、(1)による委員のみとする。
- (3) 役員推薦委員会の代表者である委員長は委員の互選とする。

### 3. 第7条の5における支部評議員の推薦書の書式は別に定める。

### 4. 第10条における支部会総会の議事は、出席正会員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。なお支部長は、支部評議員会の議決があったとき、もしくは正会員の5分の1以上から会議の目的事項を示した請求があったときは、支部会総会を招集しなければならない。

### 5. 支部学術総会の残額が生じた場合は、支部の活動費に振り替える。また、市民公開講座等の残額についても同様とする。

(H24.12.2 本部の地方支部会に関する細則に従って全面改定)

(H28.12.18 本部の地方支部会に関する細則に従い、実情に合わせて改定)